

再審法(刑事訴訟法の再審制度)改正を求める意見書

身に覚えのない罪で処罰される冤罪。長期にわたって身体拘束され、極刑になれば命さえ奪われることもあります。たとえ軽微な罪でも、社会的な信頼を失えば当事者と家族の人生は大きく狂います。裁判をやり直して無実の人を救済する再審は、冤罪救済の最後の手段ですが、制度のルールがないため機能不全となり、無実の人を無罪にできない問題が生じています。

特に、通常の刑事裁判とは異なり再審請求においては証拠開示に関する明確な規定がないため、請求人(被告人)に有利な証拠を検察側が持っても、その証拠が開示されるか否かは裁判官の裁量に委ねられているのが現状です。

また、せっかく再審決定が出されても、検察官がこれに不服申し立てを行って結果的に再審手続きを妨害するような事態にさえなっています。

こうしたことから、無実の者を冤罪から速やかに救済するために、「再審における証拠開示制度の確立」と「検察官の上訴制限」を主な内容とする刑事訴訟法の再審規定の見直しを求めているのが再審法改正の取組です。この再審法改正への取組は日本弁護士連合会やすべての都道府県弁護士会、市民団体を中心に現在全国規模で展開されています。

したがって、国会においては早急に刑事訴訟法の改定、とりわけ再審部分に関する規定の拡充を求めます。

以上のことから刑事訴訟法の改正は急務だという立場から下記の通り改正を強く求めます。

記

1. 再審請求事件における証拠開示制度の法制化
2. 再審開始決定における検察官による不服申し立ての禁止
3. 再審請求手続きにおける諸手続き規定の整備

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和6年10月1日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
法務大臣 殿